

傍聴要領

伊予市環境審議会

1 傍聴の定員

傍聴の定員は、会議場の状況等を踏まえ、会長が決定します。

2 傍聴の申込方法

(1)会議の傍聴を希望される方は、会議開催予定日の2日前（閉庁日を除く。）の午後5時15分までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項（傍聴を希望する会議の名称、住所、氏名及び連絡先の電話番号又はメールアドレス）を記入のうえ、直接、又は郵送、Eメールのいずれかの方法により、事務局（環境政策課）へ提出してください。

(2)申込受付は先着順で行い、定員に達し次第、締め切ります。

(3)傍聴の可否については、会議開催予定日の前日までに、事務局より申込者の連絡先にご連絡します。

3 会議場での受付及び手続

(1)会議場への入室は、会議開始15分前から可能です。

(2)入室の際は、会議場前の受付にて氏名・住所等をご記入いただきます。

(3)以下のいずれかに該当する場合は、会議場への入室をお断りします。

- ・ プラカードや幟等を携行している方
- ・ たすき、ゼッケン等を着用するなど、会議の傍聴にふさわしくない服装をしている方

4 傍聴できない方

次のいずれかに該当する方は、傍聴できません。

- (1)市民（自治基本条例第3条）でない方
- (2)人に危害を及ぼすおそれのある物を所持している方
- (3)酒気を帯びていると認められる方
- (4)前各号のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた方

5 傍聴における遵守事項

傍聴にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1)会議中の発言に対して、拍手やその他の方法により公然と批評又は賛否を表明する行為、あるいは威圧的な行為を行わないこと。
- (2)会場内で、不用意に発言しないこと。
- (3)会場内において、むやみに席を離れる行為や、不体裁な行為を行わないこと。
- (4)会場内で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5)他の傍聴者に迷惑となるような行為をしないこと。
- (6)会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。

※ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

- (7)前各号のほか、会議場の秩序を乱す行為、又は会議の運営に支障となる行為をしないこと。

6 会議の秩序維持

(1)傍聴に際しては、会長及び職員の指示に従ってください。

(2)傍聴者が第5項に定める事項を守らない場合で、職員が注意し、それでも従わないときは、会長の判断により退場していただくことがあります。